

## 資料4

## 教員採用選考試験の動向とその受験対策 ——「教養試験」等の分析を中心に——

文学部教職課程

准教授 坂本 護

最近の厳しい就職戦線の中でも「教職への道」は、講師等の経験をして、正式な採用になるまでにかなりの年数が必要となっております。

しかし、これまでに教諭として採用になった先輩の多くは、最後まで諦めずに自分を信じて頑張った者のみが希望を実現し、毎日元気に教壇に立っているようです。

教職課程を履修している学生の皆さんが、一人でも多く、自分の希望が達成できるよう願って、過去に教員採用試験を受験した人からの情報をもとに過去問を分析して、今後の受験対策になればと考えまとめてみました。

最近の都道府県の教員採用試験では、「教養試験」として、教職教養と一般教養を含めて同時に実施している場合が多くなっています。

教養試験は、受験者全員が対象で、その内容が「教育公務員として必要な一般教養及び教職に関する教養」となっています。

その内容から分析すると非常に多岐にわたっていると一言を言わざるを得ません。主なものを教科別に示すと次のようになります。

### —第1部 一般教養—

国語：新聞や教科書などでよく見る漢字の「読み」や「書き取り」及び「熟語」や「文学史」、「慣用句」などから最近では、長文を読むで語句の挿入や趣旨を問う問題などがかなり多くなっています。

倫理：東洋や西洋の倫理に関する人名と著書など高校の教科書程度の知識は必要と考えて自分なりの学習方法を研究すること。

英語：簡単な「英会話」での語句の補充、「文法」の空欄補充、英文読解など中学校の教科書から出題したと思われる問題も多く見られるそうです。

政治：「日本国憲法」と民主政治、民主政治の基本原則、現代政治の特色などですが、憲法の前文から漢字の書き取り問題にしている場合もありますので注意してください。

経済：現代経済の特色や日本経済の現状と特色など新聞等からの出題が多くなっています。

今後は、経済記事に注目する以外に受験対策はないと言えます。特に、日本銀行の金融政策や外国貿易に関する問題と外国為替や日本や外国の通貨との関連を求める問題が多くなっています。

歴史：「日本史」及び「世界史」ともに近世、近代や第二次世界大戦後などの歴史上の事件や人物に関する問題が多く見られます。

特に、最近ではそれぞれの地域に関する「郷土史」の問題が多くなっているので、過去の問題を研究することが肝要と言えます。

そのためには、自分の受験する都道府県に関する歴史的及び地理的な事項を「郷土史」とともに研究しておくべきと言えます。

特に、郷土出身の著名人の業績と著書などを自分なりにまとめておく必要があります。

地理：「世界の産業」や「人類と地球」などに加えて各国の特色を示して国名を求める問題もかなり多く見られます。また、世界地図で、その位置から国名を求める問題もあります。

また、世界地図と地域紛争の勃発地域とその場所を求める問題なども見られます。

今後は、時事問題に関心を持つとともに地図を常に見ながらその位置を確認

することも受験対策と考えてください。

数学：簡単な計算を求める「数と式」や「方程式と不等式」、「図形」や「関数」、さらに「三角比・指数関数・対数関数」、「確率・統計」や「数列」など多岐にわたっているので、最低の得点が確保できるよう努力してもらいたい。

そのためには、高校で使用した教科書の公式や例題などを徹底的に学習することが合格への道と言えそうです。

理科：「物理」、「化学」、「生物」、「地学」と全分野にかなりの範囲の問題が出題されるので、自分の得意な分野を最大限に生かしての最低点の確保以外に対策はないと考え、自分なりの学習方法を確保してもらいたい。

特に、地震に関する問題や気候に関する問題では、かなり時事問題的にも話題となった事柄を中心としている傾向もあります。

環境：最近の新聞等に報道されている事項やそれに関する問題が多くなっています。

さらに「福祉」に関する問題も時事問題として関心を持っておく必要があります。

芸術：「音楽」、「美術」などの分野は、最近、図や写真を見て、問題に答えるものや作品と作者との関係を求める問題など範囲が広くなりつつあります。

また、「音楽」は、音符を示して曲名を求める問題もかなり多く見られます。

情報：機器の名称や基本用語に関する基本的・基礎的な問題が最近は多く見られます。

また、情報関連の用語の意味を問う問題も最近は多くなりつつあります。

国際関係：最近の国際化への対応として「国際政治」や「国際経済」に関する問題が多くなりその対策は急務と言えます。

特に、国際連合や国際金融などの問題も急激に多く見られるようになりました。

## －第2部 教職教養－

次に、「教職教養」について分析してみると、各都道府県ともかなり共通している部分もあり受験対策になればとまとめてみました。

### 《教育関連法規の分野》

この分野は、最も出題が多く、かなり重要な事項もあり受験対策では重点的に取り組むべきと考えられる。

主な出典法規と条文はつぎのようになっています。

- ◎「日本国憲法」  
前文、第14、15、22、23、条・第26条など
- ◎「教育基本法」(H18年改正)  
前文、第1条、第2、5、10、11条など
- ◎「学校教育法」  
第2、5条、第11条など
- ◎「教育公務員特例法」  
第1、2条、第19条、第20条など
- ◎社会教育法
- ◎学校教育法施行規則
- ◎学校保健法
- ◎学校図書館法
- ◎地方公務員法(地公法)

☆教職員に関する法規で公立学校教職員の服務義務をまとめると

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 職務上の義務 | 服務の宣誓 = 地公法31条    |
|        | 法令等に従う義務 = 地公法32条 |
|        | 職務専念の義務 = 地公法35条  |
| 身分上の義務 | 信用失墜行為の禁止 = 地公法33 |
|        | 秘密を守る義務 = 地公法34①  |
|        | 政治的行為の制限 = 地公法36  |
|        | 教特法21             |
|        | 国公法102            |
|        | 争議行為等の禁止 = 地公法37  |
|        | 地方教育行政法47         |
|        | 営利企業の従事制限 = 地公法38 |
|        | 教特法21             |
|        | 地方教育行政法47         |

さらに一読しておくべき答申等は、次のとおりです。

☆第15期中央教育審議会(第1次答申)

(平成8年7月19日)

21世紀を展望した我が国の教育の在り方について

－子供に「生きる力」と「ゆとり」を－

第1部 今後の教育の在り方

(3)今後における教育の在り方の基本的な方向

「教育の不易と流行」とは

「生きる力」とは

「いじめ・登校拒否の問題の解決」とは

第2部 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方

第1章 これからの学校教育の在り方

[1]これからの学校

[2]教育内容の厳選と基礎・基本の徹底

[5]横断的・総合的な学習の推進

「総合的な学習の時間」とは

☆第16期中央教育審議会(第2次答申)

(平成9年6月26日)

21世紀を展望した我が国の教育の在り方について

第1章 一人一人の能力・適性に応じた教育の在り方

第3章 中高一貫教育の意義と特色

☆教育課程審議会答申

(平成10年7月29日)

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について

I 教育課程の基準の改善の方針

1 教育課程の改善の基本的な考え方

(2)教育課程の基準の改善のねらい

① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること

② 自ら学び、自ら考える力を育成すること

③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、

個性を生かす教育を充実すること

④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること

2 各学校段階等を通じる教育課程の編成及び授業時数等の枠組み

(2)「総合的な学習の時間」

ア「総合的な学習の時間」の創設の趣旨

《教育原理の分野》

- ・教育の意義と目的
- ・学習指導
- ・教育課程と学習指導要領
- ・生徒指導
- ・同和教育
- ・教育時事、新しい教育

《教育心理の分野》

- ・教育心理学の歴史・意義・定義
- ・発達の理論
- ・学習の理論
- ・教育評価

《西洋教育史の分野》

- ・近世の教育
- ・近代及び現代の教育

《日本教育史の分野》

- ・近世の教育
- ・近代及び現代の教育

《その他・総合》

- ・法規及び人物などの総合問題など

このように教員採用試験では、特に「教養試験」の分野は「一般教養」と「教職教養」となっているが、最近では、「教職教養」のみの都道府県もあるので、過去問及び受験する年度の実施要項をみて受験対策に取り組むことが大切と言えます。

また、「作文試験」は、ほとんどの都道府県で課せられていますので、何らかの方法で課題や字数、制限時間などの情報を収集し、実際に作文を書いてみる事以外に対策はありません。皆さん合格を信じて頑張りましょう。

### 一第3部 論作文攻略法一

さらに教員採用試験には、筆記試験ばかりでなく、面接試験、適性試験、論作文試験・・・と様々な試験を課し、あらゆる角度から受験生を評価します。中でも受験生の思考力や表現力のみならず、人間性をも把握しようとするのが論作文試験です。

特に近年は、人物重視の傾向が顕著となり、今後この傾向は続くものと予想されます。

従って論作文が採用試験の中でも重要視されることは明らかです。

このような状況から教員採用試験に合格するための論作文の作成について、幾つかの攻略法をまとめてみたので参考にしてもらいたい。

#### “テーマごとのポイントを知ろう”

教員採用試験で出題される論作文のテーマは、大きく6つに分けることができます。各都道府県(市)によってある程度の出題傾向はみられるが、あらゆるテーマに対応できるよう準備しておく必要があります。

そこでテーマ別にポイントを押さえ、自分の論作文をさらに評価の高いものにしていくために積極的にそれらを取り入れてください。

##### 〈テーマ1 教師論〉

- ・教師としての使命感・熱意
- ・豊かな経験と人間性を基礎とした指導力
- ・寛容性・柔軟性を備えた考え方・人格

##### 〈テーマ2 教育論〉

「心の教育」や「生きる力」など、教育キーワードや答申などに示された基本的な考えをふまえること。

##### 〈テーマ3 教育問題〉

「学級崩壊」、「不登校」や「いじめ」など、原因となる背景の分析と、それに対する自身の対応策を書けることが必要です。

##### 〈テーマ4 実践的指導法〉

「総合的な学習の時間」、「教育評価」など、ある判断基準や教育理念に基づいてどう対処するのかを具体的に書くこと。

##### 〈テーマ5 抽象的課題〉

- ・教育的な内容をもりこむこと
  - ・自分の体験や感性を可能な限り表現すること
- 〈テーマ6 自分の経験したこと〉
- ・教師として、子どもたちに伝えるべき豊かな体験をアピールすること
  - ・教師として、どんな場面でもそれを生かした指導ができるかを書くこと

#### “時間配分に注意して書こう”

まず、与えられた課題の意味を正確に把握し、主題(中心とする内容)を決定することが、論作文を書く出発点です。その柱に沿って、自分の主張を展開する必要があります。そのためには、次の点を頭に入れて、時間配分に注意しながら、手際よく書くことです。

- ・課題の意味を把握する
- ・最初の短い時間(5~10分)で自分の主張することを決める。(論点を絞る)
- ・文章全体の構成を考える。(制限字数に注意)
- ・学校、教室、子どもなど、教育現場を意識しながら書き始める。

#### “表記、表現上の留意事項を押さえて書こう”

論作文を書く上で、最低限、下記のこと留意しなければ合格は不可能です。

- ①原稿用紙の正しい使い方ができているか。
- ②文体が統一されているか(常体「である。」「だ」と敬体「です。」「ます。」の混用は避ける)。
- ③句読点、カッコは適切な位置に書かれているか。
- ④仮名と漢字が適切に使われているか(「こと、ため、ところ、もの、わけ」などは仮名書きの方がよい)。
- ⑤文法上正しい文章になっているか(・主語と述語の呼応、・修飾語と被修飾語がはなれすぎていないか、・助詞「て、に、を、は」の正しい使い方、・動詞の態(受動態、能動態)・語句を正しい意味で用いているか、など)。
- ⑥簡潔でわかりやすい文になっているか(・一

文が長すぎないか、・同じ語句または同意の語句の繰り返しはないか、・回りくどい表現はないか、・修飾語が長すぎないか。

- ⑦教育用語を正確に用いているか（児童、生徒、学生等）。
- ⑧俗語・流行語を用いていないか。
- ⑨字数は適当であるか（9割以上は埋めておくのが無難）。

常にこれらのことを意識して、書く練習を積み重ねること。

### “自己アピールを思いきりしよう”

論作文の評価は、いろいろな面から総合的になされます。論作文試験は、面接試験と同様に受験生の持つ教師への意欲・熱意、教育に対す

る考え方、教師の立場に立った実践的指導力が評価されます。

そこで求められる論作文は、美辞麗句を並べたものではなく、今の自分を最大限にアピールし、採点者に「ぜひこの人を採用してみたい」と思わせるようなものが高く評価されます。

したがって、教員として求められる資質能力をPRするとともに説得力のある文章を書くことが最も大切であると言えます。

論作文の受験対策は、多くの文例を読み、自分自身で実際に論作文を書いてみる以外に方法はありません。今日から時間を設定して実際に原稿用紙に論作文を書くことが、合格への道と言えます。